

大口町チャイルドシート等貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ベビーシート、チャイルドシート及びジュニアシート（以下「シート」という。）を貸出すことにより、乗車中の子どもの安全を守るシート着用の普及啓発を図るため、シートの貸出し事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この事業によりシートの貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大口町内に居住又は大口町内に所在する事業所等に勤務するもの
- (2) 大口町保育の実施に関する条例（昭和62年大口町条例第4号）第2条及び第3条により、大口町内の保育所に入所している乳幼児の保護者並びに大口町内の幼稚園に通園する幼児の保護者
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(手続)

第3条 シートの貸出しを希望する者は、チャイルドシート等貸出し申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 貸出しを受けることができるシートの数は、申請者の子どもの数とし、1家族につき3台を限度とする。
- 3 申請書の提出窓口は、地域協働部町民安全課又は健康福祉部福祉こども課各保育園とする。

(期間)

第4条 シートの貸出しを受けることができる期間は、1月とする。

(経費負担)

第5条 シートの貸出しは、無料とする。

(損害賠償等)

第6条 町民は、シートを借り受けた者（以下「借受者」という。）が受けた損害

については、いかなる場合もその責を負わないものとする。

2 町長は、借受者が故意又は重大な過失によってシートを破損させた場合は、当該借受者に損害賠償を請求することができる。

(管理)

第7条 借受者は、シートを破損若しくはシートに異常を認めたときは、直ちに使用をやめ、返納するとともに、その旨を町長に報告しなければならない。

(督促)

第8条 町長は、貸出し期間内にシートを返納しない借受者に対して返納の督促を行うものとする。

(庶務)

第9条 この事業に関する庶務は、地域協働部町民安全課において処理する。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、シートの貸出しについて必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成11年9月28日 大口町告示第60号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成11年9月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月17日 大口町告示第21号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月30日 大口町告示第55号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第25号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

チャイルドシート等貸出申請書

年 月 日

大口町長 様

下記注意を守り、 シート（No. ）の貸出しを申請します。

使用上の注意

- 1 借り受けたシートは、説明書に従い正しく装着してください。
- 2 借り受けたシートは、損害保険などは付いておりませんので、ご注意ください。
- 3 万一、故障又は破損が生じた場合は、使用をやめ、速やかに返却するとともにその旨を報告してください。
- 4 貸出期間は、1月です。
- 5 皆さんで使用していくものです。大切に扱うとともに返却の際には、簡単に清掃してください。

貸出期間	年 月 日から		年 月 日	
住 所				
電 話 番 号				
保護者氏名				
勤 務 先 <small>（町外居住者のみ）</small>		住 所		
対象者氏名		年齢	才	カ月
〃		〃	才	カ月
〃		〃	才	カ月

